

# 組織マネジメントに問題あり！



## 生駒市行政組織条例の改正

現在策定中の第6次生駒市総合計画第2期基本計画を推進するため組織を改編するとして、12月議会に「生駒市行政組織条例の一部を改正する条例」が提出されました。

しかし、「部」と「課」が一つずつ増え、行政組織のスリム化から逆行するうえ、「部」に属さない「デジタルイノベーション推進課」が市長の直下に置かれるなど組織マネジメント上も問題がある組織編成となっており、塩見は反対しましたが賛成多数で可決しました。

### 「ヒト」も「カネ」も伴わない「経営」

新たな組織改編案では、「市長公室」を名称変更し、第6次総合計画の第2期基本計画の各基本的施策を横断的総合的に推進する「経営企画部」とするとのことです。

しかし、人事課は総務部に、財政課は財務部に配置され、「経営」と言いながら経営資源である「ヒト」も「カネ」も付いておらず、これで計画を強力に推進できるのか疑問です。

### 4年前の組織改編でもコスト増

地方自治法には「内部組織の編成にあたって事務事業の運営が簡素で効率的なものになるように配慮しなければならない」とあります。「部」と「課」が増える上、大幅なシャッフルの結果、「部」間で所掌業務量の差が大きくなり、バランスが悪い組織になっています。

4年前の組織改編時にも「課」や「室」が増えて管理職手当が約160万円増えましたが、今回の改編で30万円～100万円の増になるとのことです。小紫市長になってから管理職手当は増える一方です。

### 部に所属しない課。責任の所在は？

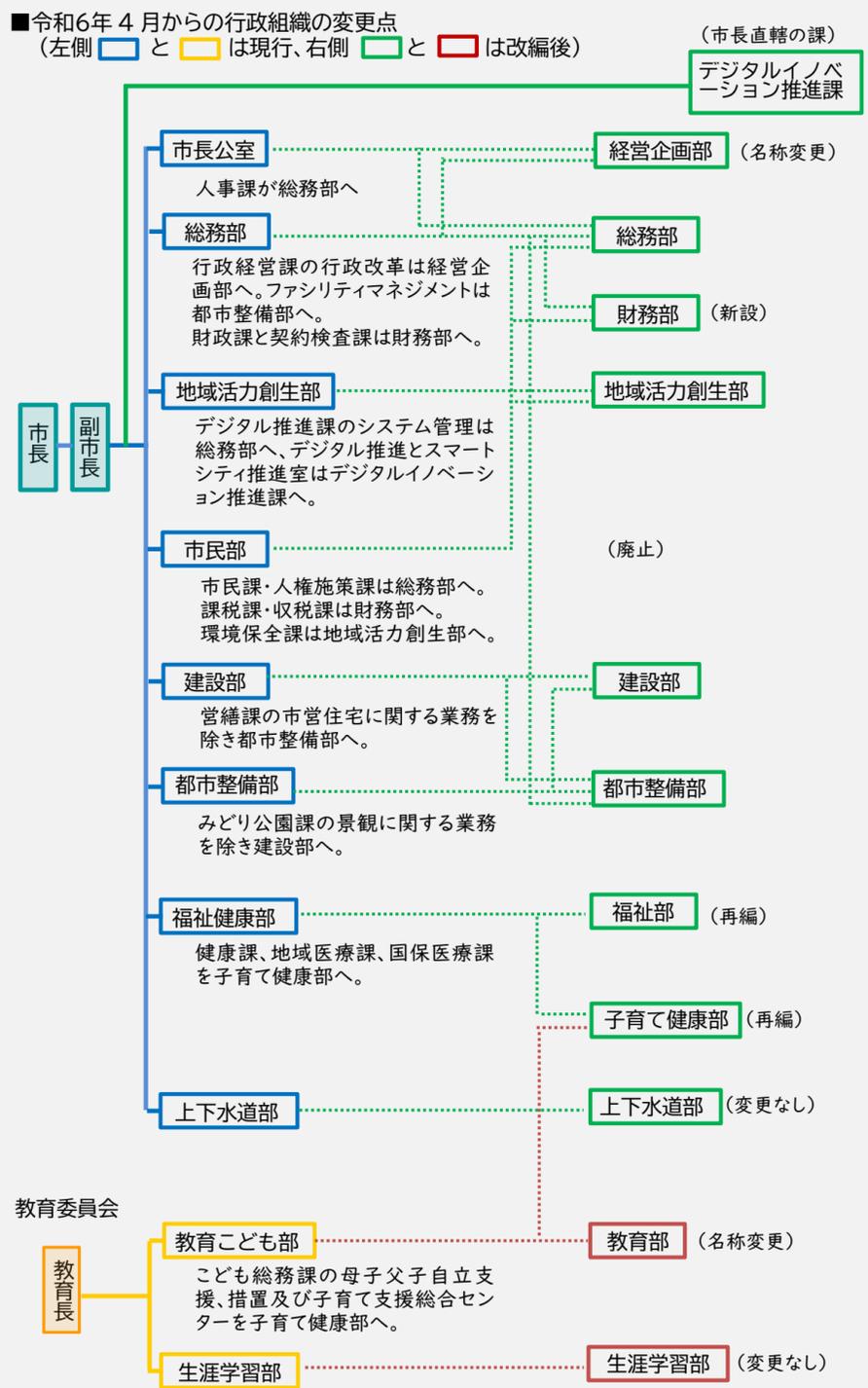
市民総務委員会の議案審査で特に問題を指摘されたのは「デジタルイノベーション推進課」の位置づけです。現在「地域活力創生部」が所管する「デジタル推進」、「システム管理」、「スマートシティ推進」の所掌事務のうち、「デジタル推進」と「スマートシティ推進」など自治体DXの推進は「部」を超えた調整は縦割りの組織ではできないので、市長直轄の「デジタルイノベーション推進課」に移管し、同課の新年度採用の任期付き短時間勤務職員らが直接各担当課に入り、指示を出し、DXを進めていくとのこと。

しかし、部長を飛び越えて指示を出すとすると責任の所在も不明確になり、組織運営上問題があります。

※自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル技術による業務効率化や生産性向上で市民サービスの維持向上を目指す取り組み

### ■行政組織条例改正の採決結果 (議長は採決に加わらず。敬称略。)

賛成 17	福中・片山・改正・森・橋本（以上 凛翔絆）、恵比須・成田・山下（以上 生駒市議会公明党）、梶井・辰巳・芦谷（以上 日本維新の会）、伊木・神山・加藤・中嶋・中尾・高杉（以上 無党派）
反対 4	白本（凛翔絆）、浜田・竹内（以上 日本共産党）、塩見（無党派）



# 市の附属機関は適正に設置されているか？



## 12月議会一般質問 ①

「附属機関」  
専門的知識の導入、住民意思の反映を目的として行政（執行機関）の下に設置できる調停、審査、諮問又は調査のための機関で、その設置にあたっては法律または条例に定めなければならないことが地方自治法に定められています。

生駒市では平成24年、条例に基づかずに市の附属機関「市民自治推進会議」を設置しているのは違法だとして住民監査請求があり、当時の監査委員は、要綱等に基づき開催されている準附属機関の中にも附属機関に該当する可能性があるものがあり、委員会の設置目的、業務の実態を調査し、附属機関とそうでないものとに整理するよう勧告。それを受けて市は、「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」及び「手引」を策定し、附属機関とそれ以外を整理するなどの措置を講じました。

しかし、措置から10年以上が経過した今、「手引」から外れた運用をされていると思われる機関もあり、再度整理が必要と考え、質問しました。

### 附属機関条例設置は民主的統制のため

附属機関の設置を条例に定めなければならないとするその趣旨は、執行機関による組織の濫用的な設置を防止するとともに、その設置に議会による民主的統制を及ぼすことにあるとされています。

しかし、例えば市の計画策定にあっても条例設置の附属機関で計画案を「審議」される場合と、要綱設置の懇談会で「意見聴取」される場合があります。最後に「委員長」が「委員」の意見を会議体としてとりまとめ答申を出すか、「座長」が「参加者」個々の意見を聴取するにとどめるかの形式的な違いを除けば、ともに識者が入り、会議の中身はほとんど変わりません。条例制定の議会審査の煩わしさを避け、行政機関の内規である要綱に逃げているようにも映ります。

### 体裁ではなく会議の内容で判断すべき

上記の住民監査請求は住民訴訟に発展し、奈良地裁は附属機関を「執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、審議及び調査等を行う機

関」と定義し、他の判例でも同様の見解が示されています。諮問書や答申の有無に関わらず、行政の事務執行につながるような会議は「委員会」という名称を用いなくても附属機関とされる可能性が高く、事務執行が予定されているならば、条例で規定しておくべきです。

### 市政顧問の規則設置は違法では？

昨年9月に小紫市長は株式会社国際社会経済研究所理事長の藤沢久美氏を市政顧問に委嘱しましたが、生駒市は市政顧問を規則で設置しています。

しかし高槻市の附属機関設置に関する住民訴訟の大阪地裁判決（平成26年9月3日）は、合議制であるかどうか、恒常的な設置であるかどうかにかかわらず、諮問（特定の事項について意見や見解を求めること）を受けて審議（特定の事項について意見を述べ議論すること）、調査を行う組織は附属機関条例主義の適用対象であるとして、高槻市が特別顧問を要綱で設置していたことを違法とし、大阪高裁もこれを支持しています。

生駒市の市政顧問の設置規則上の職務は「市長からの求めに応じ、市政に関する事項について、助言その他の支援を行う」こととされており、実際にこのような職務を行ってれば違法とされる可能性があります。（行っていなければ、それはそれで問題です。）

### 1日2万円の報酬も適正か？

生駒市は「非常勤特別職のものの報酬及び費用に関する条例」の別表中「上記以外の特別職の職員 日額32,000円以内又は月額37万円以内」を適用して、藤沢氏に対して1日2時間程度で2万円の報酬を支払っていますが、市政顧問も附属機関であれば、別表中の「日額14,000円」の規定を適用すべきです。

別表に規定される他のすべての特別職は法令や条例でその設置が規定されています。議会の民主的統制の及ばない規則で職を設置し、「上記以外」の枠の範囲内で市長の任意の報酬額を支払っていますが、そこまでの裁量を市長に与えるのは問題です。

# 反省はしないが「改める」!?



## 12月議会一般質問 ②

昨年9月の決算審査で生駒市が滞納処分の一時執行停止を滞納者に通知していなかったことは地方税法に反するとの指摘をしました。その後の市の対応について質問しましたが、「口頭では通知しており、滞納者に不利益な処分もしておらず謝罪はしないが、今後は文書でも通知する」という答弁がありました。

### 立証できない「通知」の有無

市は執行停止を口頭でより丁寧に通知していたから問題ないとの見解を示しま

したが、過去5年間の執行停止件数は1903件もあります。すべて通知できていたとは思えず、通知書も送付していないので立証もできません。市税条例施行規則にも通知書の様式はあるとされているのに使われてきませんでした。

### 「納税意識の低下」は言い訳にならない

通知をすると滞納者の納税意識の低下が懸念されることから口頭で説明していたという答弁もありましたが、資力があるのに滞納するような悪質なケースに対

しては、法に基づき厳正に執行停止の取消しを行えばいいだけの話で、通知を送らないことの言い訳にはなりません。

### 生活再建を阻害していた可能性も

執行停止を通知しなければならないとする法の趣旨は、滞納者の生活基盤を建て直し、担税力を回復させ、納期内納税者として再生させることで、これも大切な税務で公務員の使命です。

通知を徹底していなかったことで、それを阻害していたかもしれないという反省の下に是正するのであれば評価もできますが、形だけ改められても「寄り添っている」という言葉が空々しく響きます。